

2 事業部門

年金記録確認の推進について（平成27年度の取組）

1. 「年金の日」の周知と「ねんきんネット」の利用者拡大

厚生労働省においては、「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として、平成26年から毎年11月30日（いいみらい）を「年金の日」とした。

年金記録の確認や未だ持ち主が明らかとなっていない記録の検索ができる「ねんきんネット」は、年金記録問題の再発防止や未解明記録の解明に資することから、「年金の日」をはじめとする様々な機会をとらえて、更なる利用者の拡大を図るための周知等を行い、被保険者・受給権者ご自身による年金記録確認の推進を図ることとしており、平成27年度においても、次のとおり「年金の日」の取組を進めることとしている。

- ・ 市区町村や「年金の日」賛同団体等との協働イベントの実施
- ・ 市区町村や「年金の日」賛同団体等におけるポスターの掲出やリーフレットの配付
- ・ 日本年金機構における出張相談等の実施（11月の「ねんきん月間」の取組として引き続き実施）
- ・ インターネット広告・新聞広告等の実施

なお、市区町村の協力による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知（行事等の開催、広報誌への掲載、ポスター掲示・リーフレット配付）等に係る経費については、国民年金等事務取扱交付金を交付することとしている。

2. 市区町村における年金記録交付業務の実施拡大

「ねんきんネット」の利用拡大を図る一方で、高齢者はインターネットを利用されない方が多いことから、高齢者等にとって身近で利便性が高い市区町村において、「ねんきんネット」による年金記録交付業務に協力いただいている（平成27年1月30日現在668市区町村）。

平成27年度においても、「ねんきんネット」による年金記録交付業務については、国民年金等事務取扱交付金を交付することとしており（「ねんきんネット」端末の導入経費については、これまで全額交付してきたが、今後は物件費の範囲内で交付）、引き続き、実施市区町村の拡大を図ることとしている。

「年金の日」について

厚生労働省において、平成26年から毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」とした。

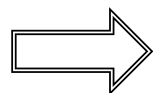
(平成26年8月19日プレスリリース)

(注) この「日にち」については、FP、社労士、落語家、フリーキャスター等をメンバーとする検討会から御意見をいただいて決定。

「年金の日」を設置した趣旨

・国民一人一人に、高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らしていただくこと

「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただくこと



金融団体などの民間各団体と協働して取り組む。

【「年金の日」の趣旨にご賛同いただいた団体等(27団体等)】

企業年金連合会、国民年金基金連合会、全国社会保険労務士会連合会

金融広報中央委員会、全国銀行協会、全国地方銀行協会、信託協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、

全国労働金庫協会、生命保険協会、生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会、

JA全中、JF全漁連、JAバンク・JFマリンバンク、JA共済、株式会社商工組合中央金庫、株式会社ゆうちょ銀行、日本郵便株式会社

全国社会保険協会連合会、全国年金受給者団体連合会、年金シニアプラン総合研究機構、年金・福祉推進協議会、

全国社会保険委員会連合会

(順不同)

平成26年度における取組

○「年金の日フォーラム」を開催し、「わたしと年金」エッセイの表彰式や年金シンポジウム等を実施。

○上記賛同団体の会員等(銀行、生保、信金等)が行う年金相談会等において、「年金の日」や「ねんきんネット」の周知を実施

○インターネットバナー広告(11/21~30「Yahoo!JAPAN」ほか)、新聞突出広告(11/27、28 全国紙・ブロック紙)

○「ねんきんダイヤル」等の携帯電話からの通話料を「年金の日」の前後1週間(11/25~12/5)引下げ

○「年金の日」当日は、全国の年金事務所・街角の年金相談センター(一部を除く)で休日年金相談を実施

○大型商業施設等で、日本年金機構による出張相談を実施

※日本年金機構では、これまで毎年11月を「ねんきん月間」として出張相談等を行っており、この取組は引き続き進める。

「ねんきんネット」について

年金記録の確認

- ① いつでも、最新の年金記録が確認可能
- ② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易な表示
- ③ 持ち主のわからない記録の検索
 - ・ 持ち主がわからない年金加入記録について、氏名・生年月日などによる検索を行えるサービスを平成25年1月から開始
 - ※市区町村用の「ねんきんネット」は、①の機能のみ(③の機能はなし)

その他のサービス

- ① 年金見込額試算を行い、各種試算条件での比較が可能
- ② 「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」等の確認やダウンロードが可能
- ③ スマートフォン等のモバイル端末にも対応

「ねんきんネット」表示画面イメージ

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウィンドウで開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和63年度	38歳	未加	未加	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成元年度	39歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成2年度	40歳	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成3年度	41歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成4年度	42歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

クリックすると
詳細を表示します。

※ 「各月の年金記録の情報」では、国民年金・厚生年金・船員保険に加入していた月を表示しているため、「共済組合」に加入していた月は、「未加」と表示しております。

「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の事例：(沖縄県のA子さん、61歳)

「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

前月の標準報酬月額と比較し、大幅(5等級以上)に標準報酬月額が変動した月が存在します。

厚生年金

対象年月	平成3年10月
お勤め先の会社名称	〇〇株式会社
厚生年金基金	基金加入
標準報酬月額	xxx,xxx円
標準賞与額	---

【参考】

ユーザーID 発行件数の推移	23. 3 時点	24. 3 時点	25. 3 時点	26. 3 時点	26. 12 時点
	約4万8千件	約79万件	約166万件	約280万件	約336万件

※「ねんきんネット」は、平成23年2月から日本年金機構のHPにて提供中のサービス。

ねんきんネットでの「持ち主不明記録検索」について

持ち主が分からない年金加入記録について、「ねんきんネット」から、氏名・生年月日・性別による検索を行えるサービスを平成25年1月より開始。

ご自宅など

- ① 条件を入力して検索します。
氏名、生年月日、性別

(3) 持ち主不明記録検索(条件入力・履歴確認)

新たに検索を行う場合は、「検索条件入力」にて検索条件を入力し、【検索】ボタンを押してください。過去に検索した結果を印刷する場合は、「検索履歴一覧」の【印刷】ボタンを押してください。

1 検索条件入力

記録をお探しの方の氏名、生年月日、性別を入力し、【検索】ボタンを押してください。

過去に異なる氏名(旧姓等)や異なる生年月日で届出された方は、その情報でも検索を行ってください。

氏名 ※必須	漢字 (全角文字)	氏 (※姓)	名 (※次郎)
	カナ (全角カナ)	氏 (※ネンキン)	名 (※シロウ)
生年月日 ※必須	お選びください 年 月 日 (※昭和2年3月4日)		
性別 ※必須	● 男性 ● 女性		

※金での項目を入力してください。
※生年月日の入力には、「昭和2年3月4日」や「昭和32年03月04日」とどちらでも検索結果に変わりはありません。

検索対象選択へ戻る 検索

- ② 条件に一致した記録の有無が表示されるので、参考情報(※)を入力し、結果を印刷します。

※厚生年金...当時のお勤め先名称を入力
国民年金...当時の住所を入力

入力した検索条件と一致する記録があります。
※検索条件に一致する記録が別の方のものである場合もありますので、この結果が、お探しの方のものであるかについて年金事務所(街角の年金相談センター)で確認いたします。

4 年金加入時の住所情報

当時の住所および期間を入力してください。

項番	都道府県(例:東京都)	市区町村(例:杉並区、杉並区高井戸西)
	居住期間(例:昭和09年4月~昭和19年4月)	
1	(自) お選びください	年 月 ~ (至) お選びください 年 月
2	(自) 〃	〃
3	(自) 〃	〃

※入力時の参考として

5-1 お勤め先の名称候補入力

お勤め先の名称
※必須(全角文字)

(※日本年金機構)

検索方法の選択

原 完全一致 原 漢方一致 原 後方一致 原 部分一致
(※部分一致を選択した場合は、検索は同時にかかると場合があります。)

※当時のお勤め先の名称がわからない場合は、入力をお省略できます。
※法人名(株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、有限法人、有限法人、有限法人、有限法人、有限法人、有限法人)は、詳しく入力してください。お勤め先がわからない場合は、法人種を合わせて再度入力。【候補を表示】ボタンを押してください。

- ③ 年金事務所や街角の年金相談センターに、印刷した検索情報を持参します。

- ・年金事務所
- ・街角の年金相談センター

- ④ ご本人の記録であるか、調査いたします。



年管企発0822第4号
平成26年8月22日

地方厚生(支)局
年金調整・年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長
(公印省略)

市区町村における「年金の日」・「ねんきんネット」の周知等について

本年7月7日に開催した「年金の日(仮称)」検討会で議論していただいた結果、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」とすることとし、8月19日に公表したところである。

今後、「年金の日」の趣旨に賛同いただいた民間各団体等とともに、高齢期の生活設計を考える取組や「ねんきんネット」の周知を図る取組を実施するほか、地方自治体(市区町村)にも、「年金の日」・「ねんきんネット」の周知等について協力を依頼し、その取組を支援することとしている。

については、大臣官房年金管理審議官から市区町村長宛の協力依頼の文書とともに、当職から各市区町村国民年金部局担当課長宛、別添通知により「年金の日」に係る協力を依頼しているので、御了解願いたい。

なお、市区町村の協力による「年金の日」・「ねんきんネット」の周知等に係る経費については、国民年金事務取扱交付金を交付要綱(8の(3)保険料納付奨励及び制度周知に関する広報記事の広報誌への掲載及び8の(6)その他地域の実情を踏まえた協力)に基づき交付することとしているので、市区町村からの照会や交付金の交付事務について、よろしく願いたい。

年管企発0822第3号
平成26年8月22日

〇〇市区町村
国民年金担当部局担当課長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長
(公印省略)

「年金の日」・「ねんきんネット」の周知等について(協力依頼)

年金事業の運営につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、厚生労働省におきましては、本年7月7日に開催した「年金の日(仮称)」検討会で議論していただいた結果、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」とすることとしました。

貴職におかれましては、同封しました厚生労働省大臣官房年金管理審議官からの文書にありますとおり、「年金の日」の趣旨をご理解いただき、下記の事項につきまして、可能な範囲で、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 「年金の日」に係る行事等の開催
「年金の日」又はその前後の日に、「年金の日」にちなんだ行事(例えばセミナーや説明会、相談会など)を開催していただきますようお願いいたします。
- 2 「年金の日」・「ねんきんネット」に関する広報の実施
「年金の日」・「ねんきんネット」について、次により、広く広報をお願いします。
 - (1) 広報誌への掲載
「年金の日」・「ねんきんネット」について、各市区町村が発行する広報誌等への記事掲載をお願いします。
その際には、別添の掲載文(例)を参考にいただければ幸いです。
 - (2) ポスターの掲示・リーフレットの配布
10月下旬に、「年金の日」・「ねんきんネット」に関するポスター・リーフレットを送付いたします。
ポスターは、庁舎内の掲示板等に掲示いただき、その周知をお願いします。

リーフレットは、貴市区町村で実施する「年金の日」に係る行事や成人式等の行事、市区町村民を対象とする各種講座(例えば、中高齢者向けのライフプラン講座、パソコン講座など)、国民年金の窓口等において、配付をお願いいたします。また、可能でありましたら、「ねんきんネット」の利用の呼びかけや使い方説明なども行っていただきますようお願いいたします。

なお、配布部数が限られているため、不足する場合は、当省ホームページに掲載したものを利用して、作成していただきますようお願いいたします。

- ・配布部数 ポスター ○部、リーフレット ○部
- ・厚生労働省ホームページ「年金の日」ページ
(厚生労働省ホームページ > 分野別の政策「年金」・「年金・日本年金機構関係」 > 「11月30日は「年金の日」です!」)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052617.html>

3 「ねんきんネット」の導入について

インターネットを利用できない方に向けて、「ねんきんネット」による年金記録の交付業務へのご協力をお願いしており、本年7月末現在、「ねんきんネット」を導入している1,010の市区町村のうち、664の市区町村に交付業務にご協力いただいております。

平成25年4月に市町村情報照会システムが「ねんきんネット」に統合されたことにより、年金記録照会のほか、老齢基礎年金の受給資格の確認や国民健康保険業務での期間確認等にもご利用いただけます。また、平成27年1月末からは、年金記録の更新頻度が月次から日次に向上される予定です。

市区町村における「ねんきんネット」の導入は、住民サービスの向上に繋がるだけでなく、市区町村の国民年金業務等における利便性向上に資するものであり、今後もその機能の充実等を図ってまいりたいと考えております。住民の方への年金記録の交付業務については任意とさせていただきますが、未だ導入いただけていない市区町村におかれましては、この機会にぜひ、導入についてご検討いただき、年金記録交付業務についても、ご協力いただきますようお願いいたします。

4 国民年金等事務取扱交付金等について

上記1、2の広報等に係る経費、上記3の「ねんきんネット」の導入等に係る経費については、国民年金等事務取扱交付金として交付いたします。

なお、国民年金等事務取扱交付金に関することは管轄の地方厚生(支)局、「年金の日」に係る行事等の開催及び「ねんきんネット」の導入に関する手続き全般については、管轄の年金事務所にご相談いただきますようお願いいたします。

(別紙)

広報誌への掲載文(例)

○「年金の日」・「ねんきんネット」の広報例1

<11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!>
年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。
「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。
「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、〇〇年金事務所にお問い合わせください。

○「年金の日」・「ねんきんネット」の広報例2

<11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!>
厚生労働省では、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11(いい)月30(みらい)日を「年金の日」としました。
この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。
「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。
「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、〇〇年金事務所にお問い合わせください。

○「年金の日」に係る行事等の案内例

<11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です!!>
年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。
・〇〇年金事務所では、〇月〇日、〇〇(場所)で出張相談会(年金セミナー)を開催します。お気軽にご相談(参加)ください。
・〇〇年金事務所では、〇月〇日に休日年金相談を実施します。お気軽にご相談ください。
※年金手帳や「ねんきん定期便」、又は本人確認ができる書類を持参願います。
・お問い合わせは、〇〇年金事務所(電話番号)まで。

※ 出張相談会の日時等につきましては、管轄の年金事務所にご確認ください。

年金事業の運営につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また「ねんきん特別便」や「気になる年金記録、再確認キャンペーン」など、年金記録問題の解決に向けた取組について、多大なる御協力を賜ってきており、重ねて御礼申し上げます。

この度、厚生労働省におきましては、本年7月7日に開催した「年金の日(仮称)」検討会での議論を踏まえ、「国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日を「年金の日」とすることとしました。11月30日は、従来から日本年金機構が毎年11月に取組を行ってきた「ねんきん月間」の最終日でもあり、また、「いいみらい」と読むこともできます。

「ねんきんネット」は、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできる便利なツールです。

また、国民の皆様が大変なご心配とご迷惑をおかけした「年金記録問題」に関しても、「ねんきんネット」で、氏名・生年月日・性別を入力することにより、未だ未統合となっている記録を検索することが可能です。これを広く利用していただき、ご家族の方の記録も含めて、一人でも多くの方の年金記録の回復につなげていきたいと考えております。

つきましては、この「年金の日」の趣旨をご理解いただき、可能な範囲で、「年金の日」や「ねんきんネット」の周知のための取組に、ご協力いただきますようお願いいたします。

平成26年8月22日

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
梅見英樹

市区町村長 殿